

2021 年度 (第 11 回) JGA 杯 J-sys ゴルフ選手権  
(JGA アンダーハンディキャップ競技)  
競 技 規 定

【注意事項】2021 年度よりエントリー方法が 2 段階方式 (申込み・支払い) となりました。  
競技規定を確認の上、お申込み下さい。(競技規定変更箇所: 11 項、12 項)

**JGA** JAPAN GOLF ASSOCIATION  
<http://www.jga.or.jp>

①0721

日 程 : 11 月 25 日(木)  
会 場 : 小野ゴルフ倶楽部  
〒675-1343 兵庫県小野市来住町 1225 Tel. 0794-63-1212  
主 催 : 公益財団法人 日本ゴルフ協会

1. ゴ ル フ 規 則 : 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プ レ ー の 条 件 : 各クラス 18 ホール・ストロークプレー (アンダーハンディキャップ競技)
  - ① 男子クラス
  - ② 女子クラス本競技に適用するハンディキャップは、プレーヤーの 11 月 1 日(月)時点の JGA/USGA ハンディキャップインデックスに小野ゴルフ倶楽部のプレーするティーの Slope レーティングにもとづいて換算されたコースハンディキャップとする。(ゴルフ規則 P29 3-3b(4)、ゴルフ規則プレーヤーズ版 P24 3.3b 参照)
4. タ イ の 決 定 : 規定のホールを終わり 1 位がタイの場合は、マッチングスコアカード方式により優勝者を決定する (ゴルフ規則のオフィシャルガイド 457 ページ 5A(6)参照)。その際に控除するハンディキャップの数値は、端数を四捨五入する。(JGA ハンディキャップ規定 72 ページ 9-5(iii)参照)
5. 特定の用具の使用制限 : (1)適合ドライバヘッドリスト (ローカルルールひな型 G-1) を適用する。  
(2)溝とパンチマークの規格 (ローカルルールひな型 G-2) を適用する。  
(3)適合球リストの条件 (ローカルルールひな型 G-3) を適用する。
6. 移 動 : 『ローカルルールひな型 G-6』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
7. キャ デ ィ ー : ラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ローカルルールひな型 H-1.2』を適用する。  
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
8. 競技終了時点 : 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
9. 参 加 資 格 : ・地区連盟のアンダーハンディキャップ競技の申込書が地区連盟に届いた日から過去 1 年間の 5 枚以上のスコアが反映されていること。  
・当年の地区連盟アンダーハンディキャップ (本選・予選) のスコアが反映されていること。  
以上の条件を満たした各地区連盟推薦の 8 名 (男女各クラス) に参加資格を付与する。
  - ① 男子クラス : 各地区連盟推薦の 8 名
  - ② 女子クラス : 各地区連盟推薦の 8 名
  - ③ 2021 日本パブリックゴルフ協会主催 アンダーハンディキャップ競技「グランドマンズリー大会」男女各上位 2 名
  - ④ JGA 特別承認者

注1：主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合（ただし、これらに限られない）、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

注2：各クラスに欠場者が生じた場合、当該地区連盟の判断により当該クラスの下位プレーヤーを繰り上げることが出来る。繰り上げの期限については、当初の申込み締切り期限に新たな資格者が申込み手続きを完了することが出来れば本競技への参加を認めることとする。

10. 賞 : 優勝者(各クラス) : JGA杯  
第2位～第3位(各クラス) : メダル

11. 参加申込 : ◆第1ステップ◆第2ステップ両方の手続きが完了した時点で「エントリー完了」とする。

◆第1ステップ：参加申込書締切

・競技規定9項②の参加希望者は、参加申込用紙、選手プロフィールを9月1日(水)以降、【FAX：03-3566-0101】を利用して申込みこと。

・参加申込用紙の締切は、11月9日(火)10:00必着とする。

・競技規定10項③の参加希望者は、参加申込用紙、選手プロフィールを【FAX：03-3566-0101】を利用して速やかに申込みこと。

注1：FAX送付ができない者は、郵便（参加料同封不可）での申込みを可能とする。

インターネット、電子メール、電話による参加申込みは受理しない。

注2：締切後の申込は理由の如何を問わず受理しない。（繰り上げ出場の場合を除く）

注3：参加申込用紙提出後、『出場選手リスト』【HP(<http://www.jga.or.jp/>)→競技→本選競技日程→競技名→出場選手】を各自必ず確認すること。（更新目安：申込用紙到着から4営業日）

◆第2ステップ：参加料支払い締切

参加料支払い締切は、11月18日(木)までとする。

参加料の支払い方法は、現金書留からJGAより発送する払込票の使用に変更する。

JGAからの払込票の発送は、第1ステップ締切翌日の11月9日(水)以降とする。

11月15日(月)までにお手元に届かない場合は、JGA(03-3566-0003)までお問合せ下さい。

・競技規定10項③の参加希望者は、指定練習日に現地大会本部で支払うこと。

注4：決済方法は、コンビニ店頭レジ支払、スマート決済（LINEPay、PayPay、PayB、ゆうちょPay、はまPay、楽天銀行アプリコンビニ支払いサービス、auPAY）とする。

※郵便局・ゆうちょ銀行窓口での支払いはできません。

注5：期限を過ぎて払い込みが無い場合は、理由の如何を問わず参加取消とする。

繰り上げ出場の場合は、別途案内に従い所定の手続きを済ませること。

【参加申込書類を郵送する場合】

〒104-0031 東京都中央区京橋1-12-5 京橋YSビル2階

公益財団法人 日本ゴルフ協会「JGA杯 J-sys 選手権競技参加申込」係

**※参加料の送付及び持参は受理しない。**

12. 参加料 : 10,000円(消費税含む)

注1：競技規定11項第2ステップ参加料支払い締切前に出場を辞退した場合、参加料は返金する。その際にかかる手数料（銀行振込手数料等）は申込者の負担とする。

注2：競技規定11項第2ステップ参加料支払い締切後に出場を辞退した場合、参加料は返金しない。（参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む）

13. 個人情報に関する同意内容：参加希望者は、参加申込みに際し、「2021年度（第11回）J-sys ゴルフ選手権参加申込書」ならびに「2021年度（第11回）J-sys ゴルフ選手権選手プロフィール」により、（公財）日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報に次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。
- (1) 2021年度（第11回）J-sys ゴルフ選手権（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査。
  - (2) 選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年）、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。
  - (3) この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。
14. 肖像権に関する同意内容：参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは（公財）日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を（公財）日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
15. 指定練習日： 11月24日(水)とする。（会員並扱い）
16. 参加賞： ネームプレート（出場者のみ）
17. 注意事項： A：アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点はJGAホームページ（<http://www.jga.or.jp>）の『アマチュア資格規則』や、参加申込書に付属する『プロテストやQTを受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。
- B：6項で規制されているシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。
- C：平成28年12月13日の当協会の臨時理事会において、倫理規程の改訂が承認されました。このたびの改訂により、倫理規程が適用される対象者が拡がり、日本ゴルフ協会主催競技参加者とそのキャディー、サポートスタッフもこの規程の対象者となりますので、JGA ホームページに掲載している日本ゴルフ協会倫理規程を熟読の上、ご自身の行動・言動には十分ご注意ください。

## プロテストやQTを受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項

2001年12月31日以前に研修生として活動されていた方や、プロテスト、プロインストラクターテスト、QTなどを受験した経歴のある方は下記を読み、自身がアマチュアであるかどうかを確認したうえでお申込み下さい。

**2001年12月31日以前**にプロフェッショナルゴルファーになるための次の最終段階の競技やテストに参加したことがあるプレーヤーは当時の規則2-2の解釈により、アマチュア資格を喪失しています。

- ① 日本プロゴルフ協会の「資格認定最終プロテスト」
- ② 日本プロゴルフ協会インストラクター制度の「準B級講習会」や「指導員助手講習会」(~2000)
- ③ 日本プロゴルフ協会ティーチングプロ制度(2002~)の「C級講習会」
- ④ 日本女子プロゴルフ協会の「プロテスト(最終テスト)」
- ⑤ 日本女子プロゴルフ協会のインストラクター制度の「指導員助手講習会」
- ⑥ 日本女子プロゴルフ協会の「ファイナルクオリファイイングトーナメント」
- ⑦ 日本ゴルフツアー機構の「ファイナルクオリファイイングトーナメント」
- ⑧ 日本プロゴルフ協会シニアツアーにおける「最終予選」

**2002年1月1日以後**の解釈は次のとおりです。なお2012年規則から旧規則2-2の解釈は規則2-1で示されています。

アマチュアゴルファーはプロフェッショナルゴルファーとして行動をしたり、自らをプロフェッショナルゴルファーと名乗ったりしてはならない。この規則を適用する場合、プロフェッショナルゴルファーとは次の人をいう。

- 自分の職業としてゲームをプレーする人
  - プロフェッショナルゴルファーとして働く人
  - プロフェッショナルとしてゴルフ競技に参加する人
  - プロフェッショナルゴルフ協会(PGA)の会員資格を持つ人
  - プロフェッショナルゴルファーにだけ限定したプロフェッショナルツアーの会員資格を持つ人
- 《以下省略》

2002年1月1日以後は上記に該当せず、また他のアマチュア資格に抵触していなければプロテストやQTに参加してもアマチュア資格は喪失しません。

**注：**プロフェッショナルテスト、QTなどで賞金が設定されている競技に参加する場合は、賞金を受け取る権利を放棄してからプレーしなければなりません。

以上  
2012年2月